

## 平成30年度 NPO支援専門家派遣による個別団体支援事業 実施要領

### 1. 趣旨

新しい公共においては、NPO法人などが様々な社会や地域課題に対してサービス提供の役割を担う者とされています。そこで、NPO法人などの事業運営が円滑に行われるよう、行政手続きや会計など専門的な支援を要する相談について、各分野の専門家を個別に派遣し、運営の支援を行います。

### 2. 事業の概要

①個別訪問支援：派遣回数・時間：1団体につき2回まで最長2時間

※2時間を超えた場合は、直接専門家へ経費をお支払いしていただきます。

②専門家派遣の分野と内容

事業運営における様々な相談に対して、各分野の専門家及びサポーター等を派遣します。

▽司法書士：法務局への登記手続き

・代表者の変更、定款変更など

※資産変更及び役員変更など定期的なものは、対象外となります。

▽行政書士：行政機関への手続き

・NPO法人設立に関すること

・定款変更に関することなど

※事業報告書など書類作成は、対象外となります。

▽税理士：NPO法人の会計業務

・収益事業を行っている法人の税務に関すること

・活動計算書の作成に関することなど

※決算書など書類作成は、対象外となります。

▽ICT：情報発信に関すること

・ホームページの作成に関すること

・インターネットを活用した広報に関することなど

▽マネジメント：NPO法人の運営

・法人運営を円滑にするための事業活動に関すること

・行政や企業との協働推進に関することなど

▽その他：必要に応じて可能な範囲で対応いたします。

③総合相談：相談内容が似たケースが多い場合は総合相談窓口を開設し対応します。

### 3. 対象団体

県内のNPO法人、公益法人、ボランティア・市民活動団体など

※前年度までに支援を受けている団体については、全く同じ内容での派遣申請は受け付けませんので、ご了承下さい。

### 4. 事業の受付期間

平成31年2月28日（木）まで

※但し、予算の上限に達し次第終了となります。

## 5. 申請から報告までの流れについて

- ①申請 利用希望団体より、次のとおり申請下さい。
- ・申請書（様式30-1）をご使用ください。  
※申請書は、やまなしNPO情報ネットからダウンロードできます。  
<https://www.yamanashi-nponet.jp/>
  - ・申請期限 平成31年2月28日（木）まで（随時受付）
  - ・申請先 山梨県ボランティア・NPOセンター
  - ・申請方法 FAX、郵送または持参
- ②調整 山梨県ボランティア・NPOセンターより、次のとおり調整を行います。
- (1) 専門家派遣の可否の連絡  
専門家派遣の可否について、利用希望団体あて1週間以内に連絡します。  
※申請内容によって派遣しない場合もあります。
- (2) 専門家の選定  
専門家の選定について、1週間程度お時間をいただきます。
- (3) 利用希望団体と専門家との相談実施日時場所の調整  
利用希望団体と専門家の相談日時を調整します。  
※利用希望団体と専門家の両者の都合で調整するため、時間がかかる場合があります。
- ③派遣 専門家を、個別に派遣します。（最長2時間まで）
- ④報告 【利用団体】 専門家の支援終了後、2週間以内に報告書（様式30-2）を山梨県ボランティア・NPOセンターに提出する。  
【専門家等】 派遣の都度、「NPO支援専門家等派遣報告書」を作成し、山梨県ボランティア・NPOセンターへ提出する。

## 6. 経費の負担

- 利用団体 費用負担、なし。  
※専門家派遣に関わる報償費・交通費は、山梨県ボランティア・NPOセンターが予算範囲内で支払います。  
※但し、2時間を超えた場合は、直接専門家へ経費をお支払いしていただきます。
- 専門家 1時間5,000円  
※30分を超えた場合は、1時間扱いとする。  
※1回の派遣で、同時刻に2名の専門家が対応した場合、報償費を折半とする。  
※交通費は1キロメートルあたり37円（小数点以下切り捨て）を支給する。

## 7. 申請及び問合せ先

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会  
山梨県ボランティア・NPOセンター（担当：望月、丸山）  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県防災新館1階  
TEL 055-224-2941 FAX 055-232-4087